

プラスE Xサービス運送約款の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定等に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(プラスE X運送契約の解除)</p> <p>第 20 条 会員は、プラスE X運送契約を入場前に限り解除することができます。ただし、利用設備を普通車指定席又は特別車両とするプラスE X運送契約の解除は、当該契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻までに解除が成立した場合に限りです。</p> <p>2 会員は、前項に定める解除を行った場合、払いもどし手数料として <u>300</u> 円を当社に支払うものとします。ただし、会員が別に定める特別な旅客運送契約を選択したときは、当社が定める別の額を支払うものとします。</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(プラスE X運送契約の解除)</p> <p>第 20 条 会員は、プラスE X運送契約を入場前に限り解除することができます。ただし、利用設備を普通車指定席又は特別車両とするプラスE X運送契約の解除は、当該契約において約定した乗車列車が約定した発駅を出発する時刻までに解除が成立した場合に限りです。</p> <p>2 会員は、前項に定める解除を行った場合、払いもどし手数料として <u>310</u> 円を当社に支払うものとします。ただし、会員が別に定める特別な旅客運送契約を選択したときは、当社が定める別の額を支払うものとします。</p> <p>(中略)</p>
<p>(入場しない場合の取扱い)</p> <p>第 22 条 会員がプラスE X運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までに入場しなかった場合、当社は当該契約を解除し、会員はプラスE X運送契約の運賃等から次項に定める払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしを受けることができます。</p> <p>2 前項の払いもどし手数料は、普通車指定席又は特別車両のプラスE X運送契約にあっては区間ごとに別に定める額、自由席のプラスE X運送契約にあっては <u>300</u> 円とします。ただし、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合の払いもどし手数料は、当社が別に定める額とします。</p> <p>(中略)</p>	<p>(入場しない場合の取扱い)</p> <p>第 22 条 会員がプラスE X運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までに入場しなかった場合、当社は当該契約を解除し、会員はプラスE X運送契約の運賃等から次項に定める払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしを受けることができます。</p> <p>2 前項の払いもどし手数料は、普通車指定席又は特別車両のプラスE X運送契約にあっては区間ごとに別に定める額、自由席のプラスE X運送契約にあっては <u>310</u> 円とします。ただし、別に定める特別な旅客運送契約を選択した場合の払いもどし手数料は、当社が別に定める額とします。</p> <p>(中略)</p>
<p>(プラスE Xカードの不所持)</p> <p>第 24 条 会員が第 14 条の定めによるプラスE Xカードの呈示等を行わなかった場合又は出場時に第 15 条第 1 項に定める出場を行わなかった場合（システム等の障害その他当社又は他社の原因により I C 自動改札機を通過できなかった場合を除きます。）は、当社は旅客規則第 268 条に定める乗車券類の紛失として取</p>	<p>(プラスE Xカードの不所持)</p> <p>第 24 条 会員が第 14 条の定めによるプラスE Xカードの呈示等を行わなかった場合又は出場時に第 15 条第 1 項に定める出場を行わなかった場合（システム等の障害その他当社又は他社の原因により I C 自動改札機を通過できなかった場合を除きます。）は、当社は旅客規則第 268 条に定める乗車券類の紛失として取</p>

現行	改正
<p>り扱うものとします。ただし、その後当該プラスEXカードによる出場等がなかったことを確認できた場合、当初のプラスEX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>300</u> 円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることができます。</p>	<p>り扱うものとします。ただし、その後当該プラスEXカードによる出場等がなかったことを確認できた場合、当初のプラスEX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>310</u> 円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることができます。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(受取)</p>	<p>(受取)</p>
<p>第34条 会員は、IC乗車票（プラス）の受取を行う場合には、別に定める場合を除き、プラスEXカード又はプラスEX運送契約の決済用クレジットカードにより受け取るものとします。受取りにあたっては、プラスEXサービスログイン時に入力するパスワードを入力するものとします。ただし、駅等の窓口で決済用クレジットカードによる受取を行う場合は、所定の帳票等への自署によるものとします。</p>	<p>第34条 会員は、IC乗車票（プラス）の受取を行う場合には、別に定める場合を除き、プラスEXカード又はプラスEX運送契約の決済用クレジットカードにより受け取るものとします。受取りにあたっては、プラスEXサービスログイン時に入力するパスワードを入力するものとします。ただし、駅等の窓口で決済用クレジットカードによる受取を行う場合は、所定の帳票等への自署によるものとします。</p>
<p><u>2 前項の定めにかかわらず、当分の間プラスEXサービスログイン時に入力するパスワードの入力を決済用カードの暗証番号の入力により代替することができます。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p><u>3</u> 会員は、IC乗車票（プラス）を他人に譲渡してはならないものとします。</p>	<p><u>2</u> 会員は、IC乗車票（プラス）を他人に譲渡してはならないものとします。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(IC乗車票（プラス）の紛失)</p>	<p>(IC乗車票（プラス）の紛失)</p>
<p>第39条 当社は、会員がIC乗車票（プラス）の紛失により、入場時に第35条に定めるIC乗車票（プラス）の改札を受けられなかった場合、第36条の定めによる係員からの請求時にIC乗車票（プラス）の呈示をできなかった場合又は出場時に第37条に定めるIC乗車票（プラス）の改札を受けられなかった場合には、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取り扱うものとします。ただし、その後再収受証明書の発行の日の翌日から1年以内に、会員が当該乗車に係るIC乗車票（プラス）を再収受証明書とともにIC窓口へ提出した場合には、当初のプラスEX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受し</p>	<p>第39条 当社は、会員がIC乗車票（プラス）の紛失により、入場時に第35条に定めるIC乗車票（プラス）の改札を受けられなかった場合、第36条の定めによる係員からの請求時にIC乗車票（プラス）の呈示をできなかった場合又は出場時に第37条に定めるIC乗車票（プラス）の改札を受けられなかった場合には、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取り扱うものとします。ただし、その後再収受証明書の発行の日の翌日から1年以内に、会員が当該乗車に係るIC乗車票（プラス）を再収受証明書とともにIC窓口へ提出した場合には、当初のプラスEX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受し</p>

現行	改正
ていた場合の当該増運賃・増料金について、 <u>300</u> 円の払いもどし手数料を控除して会員に払いもどしをすることができます。  (以下略)	ていた場合の当該増運賃・増料金について、 <u>310</u> 円の払いもどし手数料を控除して会員に払いもどしをすることができます。  (以下略)

附則

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条に係る改正については、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。